最終更新日：2016年11月21日
ジャパンベストレスキューシステム株式会社
代表取締役　榊原　暢宏
問合せ先：執行役員コーポレートプラットフォームカンパニー長　葛川　遼佳　TEL:052-212-9908
証券コード：2453
http://www.jbr.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は設立以来、組織も業務を進めていく上で必要に迫られる形で自然発生してまいりました。そのため、必然的に極めてフラットな風通しの良い組織体が成り立っております。今後もこの強みを活かしたうえで、コーポレート・ガバナンス充実のために、株主をはじめとするステークホルダーに対する経営責任と説明責任の明確化、収益力の向上と企業価値の極大化を目指し、下記の点に留意してまいります。

a　組織の拡大化に伴い、意思決定のスピードが落ちない組織構築
b　法令・企業倫理・公正な行動を基本とした社内ルールの遵守
c　ステークホルダーへの情報開示の透明性
d　経営陣のリーダーシップの下、組織を超えた議論と協力を密にすることでのセクショナリズムの排除
e　役職、立場に関わらず、全従業員・役員が気付いた社内の問題点についてオープンに議論し、改善すること
f　そしてこれらを全従業員が理解をし、徹底するよう、マネジメントを行うこと

また、当社は、監査役会制度を採用しております。監査役4名はすべて社外監査役であり、当社における監査役会制度は十全に機能していると考えております。
併せて、グループ各社に対しては、担当部署を通じ、経営指導、業務支援を行うほか、グループ各社に対しても内部監査室が定期的に内部監査を実施するとともに、主要なグループ各社については、監査役会の直下組織である監査役会室に所属する者が、各社の監査役に就任して監査を行い、業務の適正を確保する体制を整備しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

補充原則1－2－2
当社では、招集通知に記載する情報の正確性を担保できるよう法定期限に従い発送し、TDnetにて開示しております。今後、株主様に議案に対して十分な検討期間を確保していただけるよう、招集通知の早期発送、自社ホームページへの早期掲載を検討していく方針であります。

補充原則1－2－4
現状、議決権プラットフォームは利用しておりますが、当社における外国人株主比率は5%にも満たないため、招集通知の英訳は行っておりません。今後につきましては、当社の株主構成を勘案し、機関投資家が議決権を行使しやすい環境の整備や海外投資家に向けた英文による情報提供を検討してまいります。

補充原則1－2－5
当社は、実質株主たる信託銀行の名義で株式を保有する機関投資家が株主総会に出席することを認めておりませんが、今後の実質株主の要望、信託銀行の動向等を注視し、必要に応じて実質株主の議決権行使に係わる対応を協議、検討してまいります。

原則1－4
当社は、取引先との関係の維持・強化や事業運営上の必要性、経済合理性等を総合的に勘案し、中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合のみ、政策保有株式を取得し、保有します。また、取締役会は、毎年、主要な政策保有株式について、保有する意義を検証し、意義が乏しいと判断される銘柄は、市場への影響等に配慮しつつ売却します。
政策保有株式の議決権については、各議案の内容が当社の企業価値を毀損させる可能性がないか、発行会社の健全な経営に役立ち、企業価値の向上を期待することができるか否かを精査したうえで、適切に行使します。

原則1－7
当社は、役員や主要株主と取引を行う場合には、取締役会において社外取締役や監査役からの意見を求め、審議した上で承認を得ることとしております。これらの関連当事者間の取引が発生した場合には、会社法、金融商品取引法の関連する法令や証券取引所の定める規則に従って開示いたします。また、当社及び子会社を含む全ての役員に対して、半期毎に関連当事者間取引の有無について確認をする調査を実施するほか、取締役及び監査役は、取締役会規程において関連当事者取引の事実についての報告義務を定めており、取締役会における関連当事者間の取引について管理する体制を構築しております。

原則3－1
(1)企業理念は当社ホームページに掲載しております。経営計画、経営戦略につきましては引き続き開示を検討してまいります。
(2)コーポレートガバナンスの基本方針を当社ホームページ、コーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書において開示しております。
(3)取締役の報酬は、個々の業績を加味したうえで取締役社長が決定いたします。また、毎期、取締役社長は業績評価と能力評価を実施し、報酬及び上位職への昇格判断に反映させております。執行役員の報酬につきましても、同様に取締役社長が決定いたします。
(4)経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補者の指名を行うに当たっては、国籍、経歴、性別を問うことなく、人格・見識に優れた人物であることを求めています。業務執行を担当する執行役員については豊富な専門的知識と経験を有する人物を候補者とし、社外取締役、監査役については出身分野における豊富な知識と経験を有する人物を候補者としています。
(5)社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由を株主総会招集通知において開示しています。

補充原則4－1－2
当社は中期経営計画を公表し、その目標達成に向け経営戦略や事業戦略の遂行に取り組んでおり、今後、計画の見直しも適宜行ってまいります。

補充原則4－1－3
当社は、現時点においては、代表取締役である榊原暢宏が最高経営責任者として当社を牽引することは、経営におけるリーダーという存在のみ

ならず、当社の企業価値の向上に資すると考えております。一方で、後継者の計画については重要な問題と認識しており、透明性・公平性の高い後継者の指名体制を整えるとともに、榊原暢宏が社外取締役の意見も踏まえ適切に計画を立案し、然るべき時期に取締役会に提案してまいります。

補充原則４－２－１
当社は、取締役の報酬に関し、株主総会の決議の限度内で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、取締役会の決議により決定しております。今後につきましては、長期的な業績及び株主価値との連動性を高めるべく引き続き検討を進めてまいります。

補充原則４－３－１
当社は、社外役員の選任及び解任については、代表取締役及び取締役との直接的な利害関係がなく、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有することを基本方針と定めております。
その他経営陣幹部の評価について定めた基準はありませんが、今後は、任意の指名委員会の設置も踏まえ、公正かつ透明性の高い手続に従い適切に経営陣幹部の選任や解任をする体制を構築してまいります。

原則４－７、原則４－８、補充原則４－８－１、補充原則４－８－２
平成28年11月21日付で独立社外取締役2名が辞任しておりますが、平成28年12月21日開催予定の第20回定時株主総会において、複数名の独立社外取締役の選任を予定しており、すみやかに監督機能の回復を図る予定であります。

原則４－９
当社は、東京証券取引所が定める要件を満たす独立役員を選任しております。各独立役員は、経営陣や特定の利害関係者の利益に偏ることなく独立性を維持しております。

補充原則４－11－３
取締役及び監査役は、取締役会の有効性、及び自らの役割等について、毎年、自己評価を行い、その結果を取締役会に提出します。それを受けて取締役会は、各取締役及び監査役の自己評価に基づき、毎年、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を適切に開示します。
取締役会は、取締役会全体の実効性に関する分析・評価の充実に努めながら、取締役会の機能向上を図ってまいります。

補充原則４－12－１
定時取締役会は月１回の頻度で開催し、事業年度の開始前に年間開催スケジュールを取締役及び監査役へ通知し、取締役会に出席しやすい状況を確保しております。
また、取締役会に上程される事項は、会日の３日前までに審議内容を説明若しくは資料を配布され、各取締役が概要を認識したうえ取締役会に出席できるよう努めております。また、取締役会の審議時間は平均２～３時間となっており、十分な審議時間が確保されております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

補充原則４－１－１
当社は、決裁権限基準に取締役会、取締役社長、取締役副社長、執行役員、カンパニー長等の権限を明確に定め、それに基づきそれぞれの決定機関・決定者が審議・決裁しております。取締役会は企業の持続可能な成長と企業価値の向上のため、監督機能を発揮するとともに、法令、定款及び取締役会付議基準で定められた重要な事項につき、意思決定を行っております。

補充原則４－11－１
当社は取締役会において実質的な議論を活発に行うため取締役の人数として8名まで、監査役の人数として5名までが適切であると考え、現在、取締役会は、社外取締役2名を含む取締役6名、社外監査役4名で構成されております。
取締役候補者については、社内外問わず人格・識見に優れた方を選定しており、特に社外取締役については会社経営に知見を有する方や法務や会計の専門家を選定し、社外監査役については会計の専門家を選任することにしております。

補充原則４－14－２
当社の取締役及び監査役に対するトレーニングは、各々重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割及び責務を適切に果たすべく必要な知識を習得するために、積極的に適宜外部の研修、セミナー等を受講する方針としております。また、これらの費用については社内規程に基づき会社に請求できることとなっております。

原則５－１
当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するために、株主との積極的な対話を通じて、その意見を真摯に受け止め、経営に反映させることが重要であると認識しております。そのためにIR担当執行役員を任命するとともに、IR担当部署をコーポレートプラットフォーム財務チームとし、株主との対話の場を積極的に設けることとしております。

補充原則５－１－２
（1）当社は、執行役員コーポレートプラットフォームカンパニー長をIR担当執行役員として選任しております。
（2）IR担当部署であるコーポレートプラットフォーム財務チームを中心として、総務、財務、経理、法務部門等と月一回定期的にミーティングを行うとともに、日常的に連携を取っております。
（3）コーポレートプラットフォーム財務チームにおいて、電話取材やスモールミーティング等のIR取材を積極的に受け付けております。
（4）IR活動において把握された意見等については、取締役間において共有されております。
（5）内部者取引規程を定め、定期的に教育を行う等、インサイダー情報管理に留意しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
榊原　暢宏	12,250,200	35.31
綿引　一	500,000	1.44
JBR取引先持株会	415,800	1.19
GOLDMAN　SACHS　INTERNATIONAL	375,500	1.08

フタバ株式会社	330,000	0.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	300,700	0.86
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	300,700	0.86
宮本　稔久	271,800	0.78
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	249,700	0.71
夢の街創造委員会株式会社	244,200	0.70

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

（注）上記【大株主の状況】は平成28年３月31日現在の株主名簿に基づいて記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	9 月
業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	3 名
社外取締役の選任状況 更新	選任していない

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて報告を行っております。
内部監査は、取締役会直属の内部監査室が3名体制で行っており、監査役と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて監査役に報告を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
真柳　元	他の会社の出身者													
吉岡　徹郎	他の会社の出身者													
岩村　豊正	公認会計士													
小菅　豊清	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
真柳　元	○	―――	旭硝子株式会社において約40年にわたり経理実務及び内部監査実務に携わる等豊富な経験や実績を有し会社の財務・会計のみならず、リスクマネジメントにも精通していること、また、公認内部監査士、公認不正検査士及び公認リスク管理監査人の資格を有し、不正会計に関する研究会や部会への参加を通じて得た幅広い知識と見識を有していることから、当社の現状課題の対応に関し、適確な指導・助言を求めることができると判断し、平成27年12月開催の定時株主総会において監査役に選任しました。 加えて、取締役会において、一般株主と利益相反取引が生ずるおそれのない者と認められる者のなかから、特に独立役員に指定いたしました。
吉岡　徹郎	○	―――	静岡県の要職を歴任しており、また、他の会社の代表取締役としての豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有しておられることから、監査役として適任であると判断し、平成26年12月開催の定時株主総会において監査役に選任しました。 加えて、取締役会において、一般株主と利益相反取引が生ずるおそれのない者と認められる者のなかから、特に独立役員に指定いたしました。
岩村　豊正	○	岩村公認会計士事務所所長 監査法人アンビシャス代表社員 株式会社ブロンコビリー監査役 株式会社キャブホールディングス監査役 キャブ株式会社監査役 株式会社ブラス監査役 株式会社スーパーアプリ監査役	平成15年当初より、当社の経理業務全般に関与し、当社業務に精通していることから、監査役として適任であると判断し、平成16年4月開催の臨時株主総会において監査役に選任しました。また、平成24年12月開催の定時株主総会において再任されました。 加えて、取締役会において、一般株主と利益相反取引が生ずるおそれのない者と認められる者のなかから、特に独立役員に指定いたしました。
小菅　豊清	○	―――	金融機関における金融実務及び事業会社における管理経理実務の経験を有するほか、管理本部長及び内部監査室部長として豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有していることから、監査役として適任であると判断し、平成27年12月開催の定時株主総会において監査役に選任しました。 加えて、取締役会において、一般株主と利益相反取引が生ずるおそれのない者と認められる者のなかから、特に独立役員に指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は以下のストックオプションを付与しております。

第4回新株予約権：平成17年12月27日　定時株主総会決議

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の監査役

該当項目に関する補足説明

その他当社の取引先、加盟店等があります。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当事業年度における取締役報酬の総額は48,118千円であります。その他使用人兼務取締役の使用人分給与として26,183千円を支払っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬は、株主総会の決議に基づく限度額（取締役について200,000千円、監査役について40,000千円）の範囲内で、その具体的な配分は取締役会で決定することができるとされております。
当社の役員の報酬の決定については、次に掲げる基本方針に基づき、取締役については取締役会において、監査役については監査役全員の同意により監査役会において行うこととしております。
(1)取締役の報酬の基本方針
ａ　取締役の報酬は原則として基本報酬で構成し、適時ストック・オプションを付与します。
ｂ　取締役の報酬は、会社の経営成績及び個人の貢献度並びに期待される役割に照らして、毎年見直します。
ｃ　取締役の報酬の水準については、会社価値の増大へのインセンティブが高められ、また、有能な人材を確保し得る水準を考慮し、併せて他社水準を照らしつつ設定します。
ｄ　年度途中において、取締役の報酬を増減させるべき事情が生じたときは、当該事情に照らして取締役会により変更を決定します。
(2)監査役の報酬の基本方針
ａ　監査役の報酬は原則として基本報酬で構成し、適時ストック・オプションを付与します。
ｂ　監査役の報酬は、常勤・非常勤の別により報酬水準を設定するとともに、監査役へのストック・オプションの付与は独立性が損なわれることのない範囲とします。
ｃ　監査役の報酬の水準については、監査役の職責を担う有能な人材を確保し得る水準を、他社水準に照らしつつ設定します。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役への報告窓口は、主に執行役員コーポレートプラットフォームカンパニー長が担っており、重要案件の報告、重要な取締役会付議議案の事前説明等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

(1)取締役会は毎月１回以上開催されており、経営方針及び重要な業務執行の意思決定を迅速に行い、かつ、効率的な経営監視体制が執られております。
(2)当社は監査役会制度を採用しており、常勤監査役を中心とした計画的かつ網羅的監査の実施がなされております。監査役は取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、重要な書類等の閲覧を行うほか、内部監査室との連携を密にし、独立した立場から経営の監視を行っております。監査役による定期的な協議の場として、毎月１回以上監査役会が開催されております。内部監査室、監査役会及び会計監査人は、緊密な連携を保つため、積極的な情報交換を行っております。また、必要に応じて共同監査を実施しております。なお、４名の監査役はすべて社外監査役であります。
(3)会計監査人である監査法人東海会計社より、期末に監査、四半期にレビューを受けております。
(4)監査役監査基準を監査役会の決議により定めております。
(5)取締役の報酬については、株主総会で承認された範囲内で、役員規程に基づき取締役会において決議いたします。また、監査役の報酬も同様に、株主総会で承認された範囲内で、内規に基づき監査役会において監査役全員の同意により決められており、適正と判断しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

平成28年11月21日付で独立社外取締役2名が辞任しておりますが、平成28年12月21日開催予定の第20回定時株主総会において、複数名の独立社外取締役の選任を予定しており、すみやかに監督機能の回復を図る予定であります。
また、監査役4名はすべて社外監査役であり、社外からの経営監視の視点についても、十分機能していると考えられるため、現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会開催日につきましては、より多くの株主に出席いただけるよう配慮しております。
電磁的方法による議決権の行使	平成27年12月22日開催の第19回定時株主総会から、パソコン及びスマートフォンによるインターネットを通じた議決権行使を受け付けております。 また、「議決権行使プラットフォーム」にも参加しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	「議決権行使プラットフォーム」に参加しております。
その他	複数の交通機関によるアクセスが可能な総合駅近くで株主総会を開催することにより、ご来場の便に配慮しております。 また、映像による事業報告等を実施し、わかりやすい説明に努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社はhttp://www.jbr.co.jp/上において、タイムリーで正確かつ充実した情報開示に努めております。掲載しているIR資料としましては、決算短信等があります。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IRは、開示責任者として執行役員コーポレートプラットフォームカンパニー長が担当しております。グループ内の重要情報を一元的に把握することにより、正確かつ迅速な情報開示体制の構築を図っております。	
その他	投資家向け日本語・英語の2ヶ国語による情報サイト「Shared Research」、株式投資・IRポータルサイト「ブリッジサロン」、「FISCO」企業調査レポート、株式情報誌、株式優待情報誌等へのIR情報掲載等も行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は「体験を通して社会へのかかわりの尊さを学ぶ」というキッザニアの基本理念に賛同し、キッザニア東京及びキッザニア甲子園へ協賛しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

○　内部統制システムについての基本的な考え方及び整備状況

当社は、会社法第362条第４項第６号に基づく「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」を以下のとおり定めるとともに、会社法施行規則第100条に基づく当該体制下で必要とされる当社の業務の適法性・効率性の確保並びにリスクの管理等の内部統制システムの体制整備に努めてまいります。また、それらは社会経済情勢その他環境の変化に応じて絶えず見直しを行い、その改善・充実・強化を図ってまいります。

併せて当社では、下記の経営理念を掲げ、全ての役員及び使用人が職務を遂行するに当たっての指針としております。当社はこの経営理念に基づき、会社の業務の適正を確保する体制を整備し、当社の社会的使命を果たしてまいります。

経営理念
・私たちは「困っている人を助ける！」企業活動を通じてより多くの“ありがとう”という感動をお届けいたします。
・私たちは“ありがとう”という感謝の気持ちを持ち、行動します。
・私たちは、お客様に“ありがとう”と言っていただける安心・安全・快適なサービスを提供できるよう、行動します。
・私たちは、JBRに携わる人の「夢の実現」・「幸福の追求」のために行動します。

(1)取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
a. 取締役会は、取締役会規程及び取締役会付議基準に従い、会社の業務執行の意思決定を行い、執行役員並びにカンパニー(領域及びプラットフォームの総称)及び室(以下「カンパニー等」といいます。)の長から会社の業務執行状況の報告を受け、取締役の職務執行を監視・監督します。
b. 当社の業務執行体制として、稟議規程、取締役会付議基準、組織規程、職務権限規程及び業務分掌規程により、各カンパニー等の職務権限を明確にし、指揮命令系統を明らかにするとともに、各カンパニー等間の相互牽制を機能させます。
c. 取締役会は、コンプライアンス全体の総責任者に取締役社長を任命し、取締役社長の強いリーダーシップの下、企業行動基準、コンプライアンス・ガイドライン、コンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンス・プログラムに基づき、取締役、執行役員及び使用人に対し、定期的かつ継続的にコンプライアンス教育・研修を行い、当社経営理念の精神及びその意味するところの意識付けを取締役、執行役員及び使用人に徹底することにより、コンプライアンスが当社企業活動の礎であることについて、取締役、執行役員及び使用人の理解を促します。また、取締役、執行役員及び使用人がコンプライアンスに違反する行為を行ったと認められる場合には、就業規則に基づき、当該取締役、執行役員及び使用人に対し、適正な処分を行う等、コンプライアンス体制の構築、整備及び管理にあたります。
d. 取締役会は、これらのコンプライアンスの状況を把握し、改善を図るため、業務執行部門から独立した内部監査室を、取締役社長の直轄機関として設け、内部監査室に内部監査規程及び内部監査計画に基づき、定期的に内部監査を実施させ、その結果を被監査部署にフィードバックさせるとともに、それを踏まえ、これらの体制を検証します。
e. 監査役は、法令が定める権限を適正に行使するとともに、内部監査室及び会計監査人と連携を行い、監査役会規程、監査役規程、監査役監査基準及び監査計画に基づき、取締役の職務執行及び執行役員の業務執行に関わる監査を行います。
f. 取締役会は、コンプライアンス体制の充実及び強化を推進するため、使用人からコンプライアンス上疑義のある行為について通報相談を受け付ける通報窓口を外部弁護士及び内部監査室に設け、コンプライアンス違反を未然に防止し、早期発見できるよう、内部通報制度を運営します。かかる制度では、匿名での通報を認めるとともに、通報者に対して不利益な取扱いをしないことを保証します。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
a. 取締役会は、株主総会、取締役会等の重要な会議の意思決定に係る記録や、取締役及び使用人が稟議規程等に基づき決裁を行った重要な文書について、適切に保存するため、文書管理規程を整備します。また、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態で管理を行います。
b. 取締役会は、これらの管理の総責任者にコーポレートプラットフォームカンパニー長を任命します。
c. 監査役は、取締役の職務執行並びに執行役員及び使用人の業務執行に係る情報の作成、保存及び管理の状況について、監査を行います。
d. 取締役会は、当社が持つ情報資産の安全性を確保し、当社の経営活動に有効かつ効率的な活用に資するため、情報セキュリティ管理基本規程を定めるとともに、取締役会は、情報セキュリティ管理の最高責任者にITシステムプラットフォームカンパニー長を任命し、情報資産の適正な管理を行います。
e. 取締役会は、取締役社長を通じて、これらの情報の保存及び管理に関する状況を把握し、改善を図るため、内部監査室に内部監査を実施させ、その報告を踏まえ、これらの体制を検証します。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制
a. 当社のリスク管理体制の礎として、リスク管理規程を定め、同規程に基づきリスク管理委員会を設置するとともに、取締役会は、当社のリスク管理の総責任者に取締役社長を任命し、全社に関わる横断的リスクの統括的な管理を行います。
b. 各カンパニー等におけるリスク管理責任者は、それぞれが各カンパニー等に整備するリスク管理体制の下、担当業務の内容を整理し、内在するリスクを把握、分析及び評価したうえで適切な対策を実施するとともに、かかるリスク管理状況を監督し、定期的に見直します。
c. 重大性、緊急性若しくは不測の事態が発生し、又はそのおそれがある場合には、リスク管理委員会は取締役会に対し、ただちに報告するとともに、取締役会は遅滞なく対策本部を設置し、損害の拡大又は発生を防止する措置を講じます。
d. 当社、子会社及び関連会社で構成される当社グループ各社(以下「グループ各社」といいます。)はそれぞれに関わるリスクを発見した場合には、遅滞なく当社リスク管理委員会に報告をします。
e. 取締役会は、取締役社長を通じて、これらの損失の危険の管理に関する状況を把握し、改善を図るため、内部監査室に内部監査を実施させ、その報告を踏まえ、これらの体制を検証します。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
a. 執行役員制度及びカンパニー制度を導入し、取締役会の意思決定機能及び監視・監督機能の強化を図り、その業務執行責任を明確化します。
b. 取締役の職務執行を効率的に行うため、取締役会を毎月１回定時に開催するほか、適宜臨時に開催します。
c. 取締役の職務執行並びに執行役員及び使用人の業務執行については、稟議規程、取締役会付議基準、組織規程、職務権限規程及び業務分掌規程を定め、その責任の所在及び執行手続を明確にし、取締役及び使用人は重要性に応じた意思決定を行います。
d. 取締役会は、当社経営理念に基づき、将来の事業環境を見据えながら、中期経営計画及び年度経営計画を策定し、取締役社長、執行役員及びカンパニー長は、その達成に向けて職務を執行又は業務を遂行し、取締役会において、その実績を報告します。
e. 取締役会は、取締役の職務の効率性に関する総責任者に取締役社長を任命し、年度経営計画に基づいた各カンパニー等の目標に対し、業務遂行が効率的に行われるように監視・監督を行います。
f. 取締役会は、取締役社長を通じて、これらの業務運営状況を把握し、改善を図るため、内部監査室に内部監査を実施させ、その報告を踏まえ、これらの体制を検証します。

(5)次に掲げる体制その他の当社及びそのグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

a. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
イ. 取締役会は、関係会社管理の総責任者に取締役社長を任命します。
ロ. 当社から主要なグループ各社に取締役を派遣します。
ハ. 子会社に取締役、執行役員及び使用人を派遣する場合には、派遣先の子会社における職責を明確にするとともに、子会社内及び当社と子会社との間において必要な報告・決裁が確実になされるような体制を構築します。
ニ. 子会社において、当社取締役会の承認を必要とする事項については、当社から派遣している取締役から、随時、当社のコーポレートプラットフォーム財務チームを通じて報告を受けます。
b. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
イ. 子会社のリスク管理体制の礎として、子会社の取締役会をして、子会社のリスク管理の責任者に子会社の取締役を任命させ、子会社の業務全般に関わる横断的リスクの統括的な管理を行わせます。
ロ. 子会社におけるリスク管理の責任者たる取締役には、各カンパニー等の長たる責任者の協力のもと担当業務の内容を整理し、内在するリスクを把握、分析及び評価したうえで、適切な対策を実施させるとともに、かかるリスク管理状況を監視・監督させ、定期的に見直しをさせます。
ハ. 重大性、緊急性若しくは不測の事態が発生し、又はそのおそれがある場合には、子会社のリスク管理の責任者たる取締役に、子会社の取締役社長をして、遅滞なく取締役会を招集及び開催させ、損害の拡大又は発生を防止する体制を整えるとともに、遅滞なく当社に報告をさせます。
ニ. 前ハにかかわらず、子会社の取締役は、業務執行に関わるリスクを発見した場合には、遅滞なく子会社の取締役会に報告を行い、派遣取締役を通じて当社に報告するものとします。
c. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
イ. 子会社の取締役の職務執行を効率的に行うため、子会社の取締役会を毎月１回定時に開催させるほか、適宜臨時に開催させます。
ロ. 子会社の取締役の職務執行については、子会社において、稟議規程、取締役会付議基準、組織規程、職務権限規程及び業務分掌規程を定めさせ、その責任の所在及び執行手続を明確にさせます。
ハ. 子会社の取締役会には、当社グループ経営理念に基づき、将来の事業環境を見据えながら、子会社の中期経営計画及び年度経営計画を策定させ、子会社の業務執行取締役には、その達成に向けて職務を執行し、子会社の取締役会において、その実績を報告させるとともに、年１回、子会社の取締役社長をして、当社の取締役会において、その実績を報告させます。
ニ. 子会社の取締役会には、取締役の職務の効率性に関する総責任者に子会社の業務執行取締役を任命させ、子会社の年度経営計画に基づいた各所管部署の目標に対し、職務執行が効率的に行われるように監督を行わせます。
d. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
イ. 子会社の取締役社長が当社グループ経営理念の精神及びその意味するところの意識付けを子会社の使用人に徹底することにより、コンプライアンスが当社及び子会社の企業活動の礎であることについて、子会社の使用人の理解を促進します。
ロ. 子会社の業務執行体制として、子会社の稟議規程、組織規程、職務権限規程及び業務分掌規程により各所管部署の職務権限を明確にさせ、指揮命令系統を明らかにするとともに所管部署間の相互牽制を機能させます。
ハ. 子会社のコンプライアンス体制の充実及び強化を推進するため、子会社には、当社の内部通報制度運用規程を準用させます。かかる規程に基づき、子会社においても、匿名での通報を認めるとともに、通報者に対して不利益な取扱いをしないことを保証します。
ニ. 子会社には、子会社の業務分掌規程に基づき、適正な業務執行を徹底させるとともに、問題が発生した場合には、子会社の就業規則に基づき、適正な処分を行わせます。
ホ. 当社内部監査室が内部監査規程及び内部監査計画に基づき、定期的に子会社の業務執行状況の監査を行い、その結果を被監査部署にフィードバックするとともに、当社の取締役社長に報告すると共に、取締役社長は取締役会に報告します。
e. その他の当社及びグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
イ. 当社の関係会社管理規程において、子会社における重要事項を当社の取締役会の付議事項とする旨定め、該当事項については、コーポレートプラットフォームカンパニー長を通じて当社の取締役会に報告をさせます。
ロ. グループ各社の経営管理及び内部統制の推進を行うため、当社の各カンパニー長は、所管する業務において、グループ各社への経営指導及び業務支援を行います。
ハ. グループ各社は当社との連携及び情報共有を行いつつ、自社の規模、事業の性質、機関の設計、自社の企業風土その他会社の個有性等を踏まえ、自立的に内部統制システムを整備することを基本とします。
ニ. 主要なグループ各社については、当社監査役若しくは当社監査役会の直下組織である監査役会室より派遣された者を監査役に就任させ、又は当該グループ各社の取締役及び監査役と連携し、当該グループ各社の業務の適正を確保する体制を整備します。
ホ. 主要なグループ各社に対して、当社内部監査室が定期的に内部監査を実施します。
ヘ. 当社コーポレートプラットフォームカンパニー長は、グループ管理体制の強化及びグループ各社における問題把握と調整を行います。

(6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役の職務を補助すべき使用人を必要に応じて置きます。その際の人員数、資格等は常勤監査役の判断において決定します。

(7)前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
a. 監査役の職務を補助する使用人に対する指揮命令権限は、監査役の監査業務を補助する範囲内において、常勤監査役に帰属し、取締役、執行役員及び使用人は指揮命令権限を有しません。
b. 監査役の職務を補助する使用人の任命、解任、人事考課、異動、賃金の改定等については、常勤監査役の同意を得たうえで決定します。
c. 監査役の職務を補助する使用人は、監査役会に出席し、監査役より指示された業務の実施内容及び結果につき、報告を行います。

(8)取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
a. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
イ. 取締役、執行役員及び使用人は、監査役の求めに応じて、遅滞なく業務執行状況の報告をします。
ロ. 取締役、執行役員及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある重要な事実を発見した場合、遅滞なく監査役に報告をします。
ハ. 監査役は、取締役会等の重要会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人から、重要事項の報告を受けるものとします。そのため、取締役、執行役員及び使用人は、あらかじめ重要会議の日程を監査役に遅滞なく連絡し、出席の要請を行います。
b. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
イ. 当社監査役は、当社の監査役監査基準に基づき、子会社に対して事業の報告を求めます。
ロ. 子会社における他の会社の規程を準用する規程に基づき、子会社は、当社の内部通報制度運用規程を準用し、当社の内部通報制度を採用します。子会社において、当該制度を利用して通報があった場合、かかる通報の概要について、子会社から当社のコーポレートプラットフォームカンパニー長又は内部監査室長を通じて、当社の監査役に対して報告されます。

(9)前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
a. 当社は、内部通報制度運用規程において、前号の報告をした者が内部通報制度を利用したり、内部通報制度運用規程に基づく調査において真実を述べたことを理由として、前号の報告をした者に対し、いかなる不利益な取扱いも行ってはならないことを定めます。
b. 当社は、前号の報告をした者が内部通報制度を利用したり、内部通報制度運用規程に基づく調査において真実を述べたことを理由として、前号の報告をした者の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を講ずるものとします。
c. 前号の報告をした者に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った取締役、執行役員及び使用人がいた場合には、前号の報告をした者は、内部通報の窓口である外部の弁護士又は内部監査室を介して、当社の常勤監査役に対し、当該取締役、執行役員及び使用人に対し適切かつ必要な措置を講じるよう請求することができ、これを受けた当該常勤監査役は、当該取締役、執行役員及び使用人に対し適切かつ必要な措置を講ずるものとします。

(10)監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役規程その他の社内規程において、監査役は職務の執行について生ずる費用を会社に対し、請求することと定めます。また、当社は、監査役からの請求により、監査役に対し、かかる費用を前払いすることと定めます。

(11)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
a. 監査役は取締役社長と適時会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行います。
b. 監査役は内部監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査部門に報告を求めます。
c. 監査役は会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めます。
d. 監査役会は毎月1回以上開催します。
e. 監査役は、監査の実施にあたり、必要と認める場合には、弁護士、公認会計士、弁理士その他の外部専門家を独自の判断で起用できます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

○ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社の経営陣は、かねて反社会的勢力との付き合いは一切しない旨の信念を有し、現在まで反社会的勢力との関係は一切ありません。「コンプライアンス・ガイドライン」においても、反社会的勢力との一切の関係を遮断する旨、定めております。

○ 反社会的勢力排除に向けた整備状況
上述の信念を各役員が有しておりますので、取締役会等において、折りにふれてその旨の確認を行っております。併せて、対応マニュアルを整備しているほか、所轄警察署、県警本部との関係強化、顧問弁護士等との緊急事態発生時の体制構築を行っており、万が一に備えて体制を強化しております。
さらに、営業部門の新規取引先については、取引開始時に必要に応じて調査会社の信用調査を行うほか、取引先等からの風評をヒアリングする等、情報を収集する体制を構築しております。
また、執行役員コーポレートプラットフォームカンパニー長等が反社会的勢力排除に向けたセミナー等に出席し、情報収集に努めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

今後の目標として、これらの内部統制システムを適正に運用することで、コーポレート・ガバナンスを充実させ、株主をはじめとするステークホルダーに対し、より適切な経営責任と説明責任の明確化を図ること、収益力の向上及び企業価値の極大化を図ってまいりたいと考えております。

《内部統制システムを含むコーポレート・ガバナンス体制（模式図）》

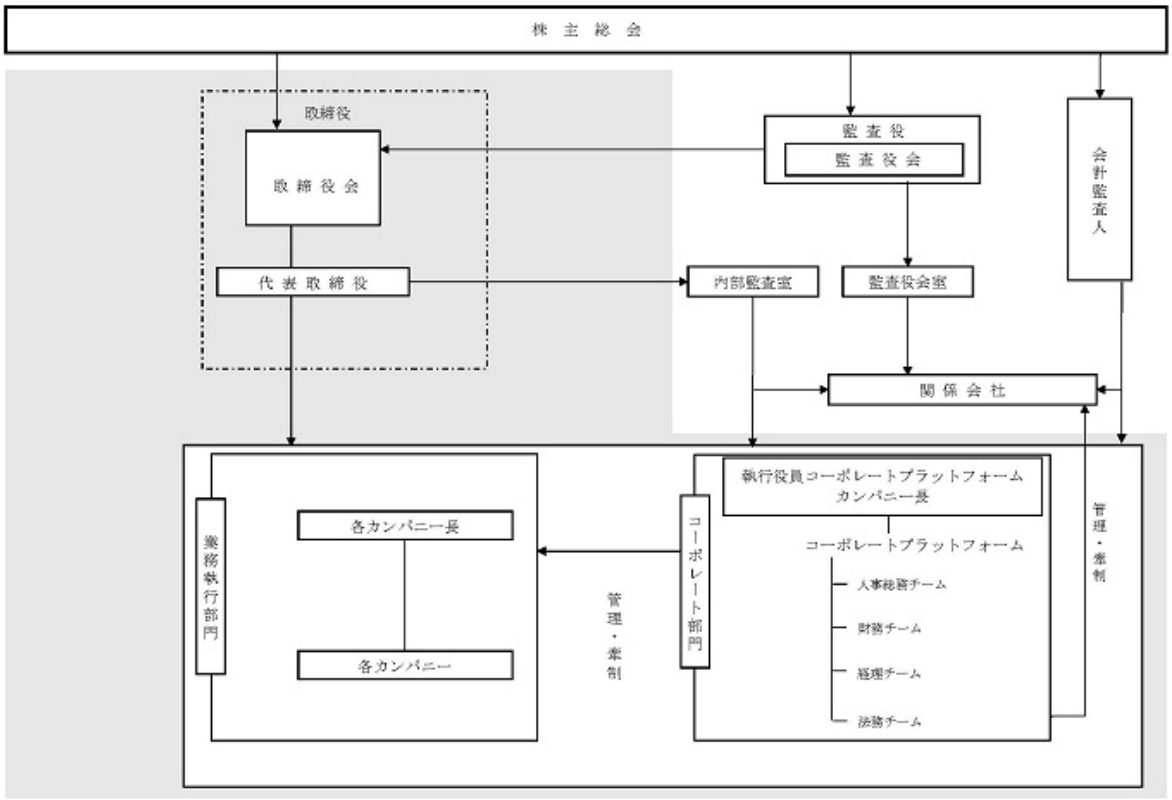

《情報開示体制の概要（模式図）》

